

## 静岡市新清水庁舎建設検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、新清水庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設について必要な事項を検討するに当たり、学術的及び専門的な見地からの意見を聴取するとともに、市民の意見を把握するため、静岡市新清水庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 現清水庁舎の現状及び問題点の把握に関すること。
- (2) 新庁舎建設の必要性に関すること。
- (3) 新庁舎の位置に関すること。
- (4) 新庁舎の機能及び規模に関すること。
- (5) 新庁舎建設の事業手法及び資金計画に関すること。
- (6) 新庁舎建設計画への市民の意見及び提案の反映に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、新庁舎建設計画に関し市長が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 有識者
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者

3 市長は、前項第1号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画局アセットマネジメント推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項が終了した時に、その効力を失う。